

## 農業保険掛金等市町村助成の実施状況について

令和5年4月1日現在

市町村名	事業名	助成実施状況内訳
青森市	収入保険	保険料の50%（R4年～R6年の責任開始期間（3年間の間）で1回限り）
弘前市	果樹	掛金の30%（青色申告）以内総合、掛金の10%（白色申告）以内総合（りんご）
	収入保険	新規加入者＝保険料の50%、継続加入者＝保険料の30%
黒石市	収入保険	保険料の30%
五所川原市	果樹	掛金の10%（りんご）
	収入保険	保険料の50%
十和田市	収入保険	保険料＋賦課金の50%（R5年～R8年の責任開始期間（4年間の間）で1回限り） 上限10万
三沢市	収入保険	付加保険料の100%（上限3万）
つがる市	収入保険	保険料の10%（上限10万）
平川市	果樹	掛金＋賦課金の20%総合（りんご）
	収入保険	保険料の50%
平内町	収入保険	保険料の10%
蓬田村	収入保険	保険料の10%
鱒ヶ沢町	果樹	掛金の15%（りんご）
	収入保険	保険料の10%（上限10万）
西目屋村	果樹	掛金の30%総合（りんご）
	収入保険	保険料の50%
藤崎町	果樹	掛金＋賦課金の30%総合（りんご、ぶどう、もも）
	園芸施設	掛金＋賦課金の25%
	収入保険	保険料の30%
大鰐町	果樹	掛金＋賦課金の10%総合（りんご）
	園芸施設	掛金＋賦課金の25%
	収入保険	保険料＋付加保険料の30%
田舎館村	果樹	掛金＋賦課金の10%総合（りんご）
	園芸施設	掛金＋賦課金の25%
	収入保険	保険料の30%
板柳町	果樹	掛金の30%総合（りんご、ぶどう）
	収入保険	保険料の10%
鶴田町	果樹	掛金の30%総合（りんご、ぶどう）
	収入保険	保険料の10%（上限10万）
野辺地町	収入保険	保険料＋付加保険料の1年目25%、2年目33%、3年目25%、
七戸町	収入保険	保険料＋付加保険料の50%
六戸町	収入保険	付加保険料の100%（上限3万）
横浜町	水稻	掛金＋賦課金（上限1万）
	収入保険	保険料＋付加保険料の35%以内
東北町	収入保険	保険方式のみ 保険料1/4以内、付加保険料100%（上限50万）
	収入保険	保険方式＋積立方式 保険料2/3以内、付加保険料100%（上限50万）
六ヶ所村	収入保険	保険料＋付加保険料の50%（上限50万）

三戸町	収入保険	保険料+付加保険料の25% (上限7万)
南部町	果樹	掛金の15% * 6年度10%、7年度5%、8年度廃止
	収入保険	掛金の25%以内の額及び付加保険料の合計額と15,000円のいずれか低い額 (上限15,000円) * 補助期間は定めない 全加入者対象
田子町	収入保険	1年目 (保険料+付加保険料1/4以内、上限3万) 2年目 (保険料+付加保険料3/20以内、上限2万) 2年連続助成